

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市災害救助法施行細則（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- (2) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令 225 号）
- (3) 災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第 1 号）

※条項については、以下の「4 規則等の案の内容」において、個別に示しています。

3 制定の趣旨

災害救助法は、災害発生時における避難所の提供、食料・生活必需品の支給、応急仮設住宅の提供など、被災者の生命と生活を支える救助事務について定めた法律です。

平成 31 年 4 月 1 日の法改正により、従来は都道府県が実施主体であった災害救助法に基づく救助事務について、一定の要件を満たす政令指定都市が国から「救助実施市」の指定を受けた場合には、市が主体となって実施できるようになりました。

この制度により、被災地に最も近い基礎自治体が自ら救助事務の実施主体となることで、被災者の状況に応じた迅速かつ円滑な救助事務の実現につながります。

静岡市においても、令和 4 年台風第 15 号や令和 6 年能登半島地震における対応を踏まえ、被災者支援をより迅速に行えるようにするため、令和 8 年 4 月の救助実施市指定に向けて、所要の準備を進めています。

「静岡市災害救助法施行細則」は、静岡市が救助実施市として適切に救助事務を実施するために制定するものであり、災害救助法施行令に基づき、市があらかじめ定めることとされている「救助の程度、方法及び期間」や「実費弁償に関する必要な事項」のほか、災害救助法施行規則で定める公用令書等の様式及びその取扱いについて規定しています。

4 規則等の案の内容

本規則は、災害救助法（以下「法」という。）、災害救助法施行令（以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（以下「省令」という。）に基づき、静岡市が救助実施市として救助事務を実施するに当たり必要となる具体的な手続や様式等を定めるものです。

- ・政令第3条第1項に規定する救助実施市が定めることとされている救助の程度、方法及び期間について、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める内容に従うことを定めます（第2条関係）。
- ・法第9条第1項及び省令第1条の規定に基づき、物資の保管、収用、管理及び使用を命ずる際に交付する公用令書の様式並びに、命令内容を変更又は取り消す場合に交付する公用変更令書及び公用取消令書の様式を定めます（第3条第1～3項、様式第1～9号関係）。
- ・省令第1条に規定する物資の保管等に係る命令の内容を適切に管理するため、強制物件台帳を作成し、必要な事項を登録することを定めます（第3条第4項、様式第10号関係）。
- ・省令第1条第4項及び第5項の規定に基づき、公用変更令書又は公用取消令書を交付した場合には、その理由及び変更内容等を強制物件台帳に記録し、必要に応じて登録事項を抹消することを定めます（第3条第5項関係）。
- ・公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、内容を確認したことを明らかにするため、受領書を市長に提出することを定めます（第4条関係）。
- ・法第9条第1項及び省令第2条第3項の規定に基づき、物資の収用又は使用を行った際に作成する受領調書の様式及び作成方法について定めます（第5条、様式第11号関係）。
- ・法第9条第2項及び省令第3条に規定する損失補償について、損失補償請求書の様式を定めるとともに、請求及び補償の実施状況を強制物件台帳に記録することを定めます（第6条、様式第12号関係）。
- ・法第7条第1項及び省令第4条の規定に基づき、救助に関する業務への従事を命ずる場合に交付する公用令書及び、その取消しに係る公用取消令書の様式を定めます（第7条第1項、様式第13～14号関係）。
- ・省令第4条に規定する従事命令の状況を管理するため、救助従事者台帳を作成し、必要事項を登録することを定めます（第7条第2項、様式第15号関係）。
- ・省令第4条第3項の規定に基づき、従事命令を取消した場合には、その理由を救助従事者台帳に記録し、登録事項を抹消することを定めます（第7条第3項関係）。
- ・従事命令に関する公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、内容を確認したことを明らかにするため、受領書を市長に提出することを定めます（第8条関係）。
- ・省令第4条第2項の規定に基づき、従事命令を受けた者が負傷、疾病その他やむを得ない理

由により従事できない場合の届出方法及び添付書類について定めます（第9条、様式第16号関係）。

- ・政令第5条に規定する実費弁償について、救助に従事した者等に対して支払う実費弁償の額を定めます（第10条関係）。
- ・省令第5条に規定する実費弁償の請求について、実費弁償請求書の様式を定めます（第11条、様式第17号関係）。
- ・法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定に基づき、立入検査を行う職員が携帯しなければならない証票の様式を定めます（第12条、様式第18号関係）。
- ・省令第6条に規定する扶助金の支給について、負傷、疾病又は死亡した場合に提出する申請書の様式及び必要な添付書類を定めます（第13条、様式第19号関係）。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日